

『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』

黒川俊雄・小越洋之助著 大月書店 2002年1月

三富紀敬（静岡大学）

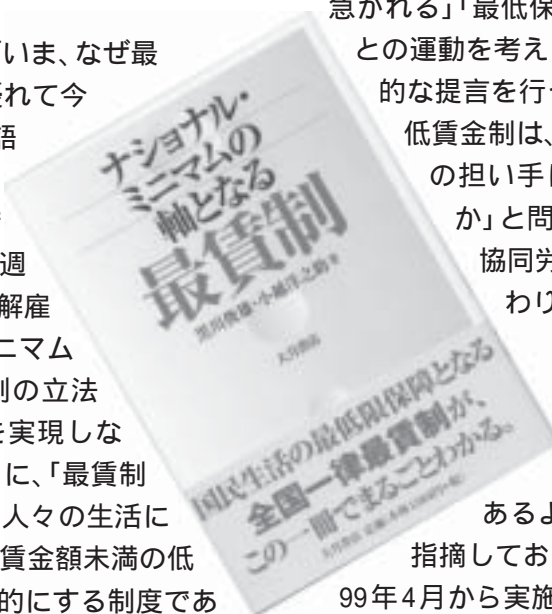
賃金や最低賃金制についての研究というと、ただちに藤本武先生をはじめ黒川俊雄先生、下山房雄先生のお名前とその業績を思い出す。ここに紹介する著書は、その黒川先生が弟子に当たる小越さんとともに著された最新の成果である。

本書は、まずもって「いま、なぜ最賃制か」と問い、その優れて今日的な意義について語る。個人消費の拡大こそ景気の回復に必要であり、このためには、週35時間労働制をはじめ解雇規制、ナショナル・ミニマムの軸となる最低賃金制の立法化という3点セットを実現しなければならない。さらに、「最賃制とは」と問いかけ、働く人々の生活に必要な最低限度の最低賃金額未滿の低賃金をなくすことを目的にする制度であり、最低賃金額にさえ満たない低い賃金を支払ってはならないことを使用者に法的に強制する制度である、と述べる。

続けて本書は、「日本と世界の最賃制」に検討の視野を広げる。日本の現行の最低賃金制度に定める金額は、あまりに低いことから労働者の生活費としての「賃金の底」になってい

ることなどを指摘するとともに、全国一律最低賃金制の先進国フランスとともにアメリカやフランスの最新の動向についても検討する。しかも、「どのような最賃制を考えるか」と問題を投げかけ、「生活できる最低限賃金・男女間賃金格差をなくす最低限賃金の確立が急がれる」「最低保障年金制度の創設とそれとの運動を考える」ことなど、優れて具体的な提言を行う。最後に、補論として「最低賃金制は、ボランティアや協同労働の担い手にとってなにを意味するか」と問いかけ、最低賃金制度と協同労働などの担い手とのかわりについて述べる。

本書は、啓蒙書の体裁を取ってはいるが、学術的にも価値の高い成果であるように思う。2つのことを指摘しておきたい。まず、イギリスの99年4月から実施に移された最低賃金制とその実効性、あるいは、アメリカの「生活賃金を支払う条例」制定の運動など、これまでに十分には目配りされてこなかった動きに関する最新の成果を広く収集しながら論述を進め、これによって新しい知見を加えていることである。また、最低賃金の決定基準ともかかわって第一子からの法定家族手当(児童手当)の導入、全国一律最低賃金水準以下の所



得についての非課税扱い、最低保障年金制度の創設とその額の目安としての全国一律最低賃金など、ナショナル・ミニマムの確立にかかわる政策上の課題について具体的な提言を

行っていることである。

本書が幅広く読まれ議論と運動の新しい礎になるにちがいない、と推測する一人である。

BOOK REVIEW

『仕事のなかの曖昧な不安 ゆれる若年の現在』

玄田有史 著 中央公論新書 2001年12月

菊地 謙（茨城県 / 協同総研）

下げ止らない失業率、益々加速する大量失業の不安。一方でメディアでは大学卒業者の1/4が就職せず、フリーターが増大し、一方で若者の無気力化、引きこもりを伝える。これらのキーワードをみるだけでも、私たちの職業（労働）生活の先行きが不透明化し、不安を抱えながら働き、生活していることがわかる。

協同総研の最近のテーマも、これらの問題に大きく重なるものばかりである。しかし、私自身ここ最近、どうにもスッキリしない。労協での仕事おこしの実践や、NPOの人たちと、「若者と仕事」について話す中でも、「展望のない重さ」が張り付いて離れない。

著者の玄田氏は学習院大学の教授で専門は労働経済学。'64生まれということで、まだ30代後半である。本の内容は上記のテーマを各種統計とデータを用いて分析するというある種専門的なものであるが、多くの人抱える「曖昧な不安」を数値データで実証しており、非常に説得力がある。

この本の中で著者は、週刊プレイボーイの取材に答えて、「フリーターが増えるのは就業意識が薄いからと強調するけど、それ以前に社会構造的な問題があるんです。つまり、中高年の雇用を維持する代償としての若年の就業機会が減っているのは間違いない。まずこの問題を解決するのが先決。若年層だけをいじろうとしても効果的とは言えない。」と明快に言い切る。

大企業の大卒ホワイトカラーの失業がマスコミに大々的に取り上げられているが、その実数は失業者150万人の内の5万人に過ぎず、20代30代の失業率は中高年の3.5倍にもものぼる。15歳～24歳の失業率は9.6%と10人に1人は働く場がない。平成14年3月卒業の中・高卒者の就職内定率は、前年同期を5.5ポイントも下回り、まさに「氷河期」である。

産業基盤が崩壊している地方では、就職難が深刻化している。申し込み企業が少なく、高校生向けの就職相談会も中止にせざるを得ない青森県では、県が庁内職員の残業を減らしその分を新規学卒者や既卒の若者の臨時雇